

役員及び評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人備作恵済会若松園 定款第八条および第二二条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬等について定めるものとする。

(支払条件)

第2条 報酬は、その都度開催する理事会及び評議員会、その他必要と認められる会に出席しなければ当該の報酬は受けることができないものとする。

- 2 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく報酬は支給しないものとする。

(役員報酬総額)

第3条 役員に対して、毎年度の総額が200,000円を超えない範囲で、当規定に定める支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

(報酬の額)

第4条 役員及び評議員が受ける報酬の額は次のとおりとする。

- | | | |
|--------------------------------|----|--------|
| (1) 理事会及び評議員会、その他必要と認められる会への出席 | 1回 | 5,568円 |
| (2) 監事が、監査を実施した場合 | 1回 | 5,568円 |

(控除)

第5条 報酬の支払に当たり、次のものを控除する。

- (1) 所得税
- (2) 復興特別所得税

(旅費)

第6条 役員及び評議員が受ける旅費の額は次のとおりとする。

- | | |
|------|--------|
| 岡山市内 | 3,000円 |
| その他 | 5,000円 |

附 則

- 1、この規程の改廃は、評議員会の議決によって行う。
- 2、この規程は、評議員については平成29年4月1日から、役員については平成29年6月に開催する定時評議員会開催日より施行する。